

下水道使用料改定に関する取組について

1. これまでの経緯

当市下水道事業では、平成2年度の供用開始以降、4年毎に見直しを行うルールに基づき、平成6年度と10年度に使用料の改定を行った。

続く平成14年度の改定期においては、国の構造改革により地方交付税の動向が不透明だったこと、景気低迷が長期化する中で市民生活への影響を抑える観点などから改定を見送り、引き続き平成16年度の改定に向けて検討を進めることとなったが、その後、平成16年度の改定期においても、平成18年度以降に先送りすることとなり、以降は目立った動きが無いまま現在に至っている。

しかし、平成22年度に汚水管渠の面的整備が終了し、支出面では維持管理費、資本費ともに高止まりの状態に、収入面では使用料収入が頭打ちになるなど、前回改定時から経営の基礎的条件が大きく変化している。また、今後においては、有収水量の先細りや汚水管渠の改築更新期の到来などにより、一層厳しい経営環境に置かれることが予想される。

こうした中、経営状態の悪化を未然に回避し、将来に亘って安定的に下水道サービスを提供していくためには、経営の基本たる使用料の妥当性を定期的に検証する仕組みを構築することが必要である。

折しも、本年度、当市下水道事業では、今後12年間の経営に関する計画を「下水道事業経営戦略」としてまとめているところであり、今回、経営戦略の策定を機に、下水道使用料の改定作業を定期的に行う仕組みを運用していくこととした。

2. 使用料改定の考え方

当市下水道事業では、平成28年度より、次の考え方に基づき、一定の周期で使用料の改定作業を行う。

●改定周期について

「下水道事業経営戦略」の見直し、更新（※）に併せて、4年毎に使用料の改定作業を行う。作業時のスケジュールは次のとおり。

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 1年度目 | 2年度目 | 3年度目 | 4年度目 | 5年度目 | 6年度目 |
| 改定作業 | 周知期間 | 対象期間 | | | |

改定決定から1年間の周知期間を設定し、対象期間は3年度目～6年度目とする。また、改定月は4月を基本とする。

※本年度策定中の「下水道事業経営戦略」は、平成29年度～40年度の12年間を計画期間とし、さらに計画期間を4年毎に前期、中期、後期に区分している。策定後は、前期の終了年度に、次期以降12年間の見直し、更新を行う予定であり、戦略の見直し、更新に併せて、使用料の改定作業を行う。

●改定作業の実施方法

4年毎に見直し、更新を行う経営戦略の投資・財政計画（※）に基づき、対象期間の収益的収支、資本的収支の試算値により、改定の必要性を検証する。

必要性を検証するにあたっては、「純損益」と「補填財源残高」を判定基準とする。具体的には、対象期間において、「純損益」、「補填財源残高」いずれかがマイナスとなることが見込まれる場合、将来の投資規模等を勘案して、「補填財源残高」の積み増しが望まれる場合に改定が必要と判定する。

※経営戦略の投資・財政計画は、人口や汚水処理人口普及率、水洗化率の見込みなどを基に、今後12年間の収益的収支、資本的収支の試算を行うものである。使用料の改定作業においては、投資・財政計画のうち、改定対象期間の試算値を用いる。

●使用料対象経費等

下水道事業の支出は、汚水分と雨水分に分けられるが、このうち、雨水に係る経費については、使用料収入ではなく、一般会計からの繰入により賄うべきものとされている（※）。

よって、使用料改定の基準とする「純損益」を算出するにあたっては、下水道事業に係る収益的支出総額から雨水に係る経費を控除した額を対象とする（収入についても汚水分のみを計上）。

※下水道事業をはじめとする公営企業は、使用料によって経費を賄うことを基本としつつも、性質上、利用者が負担すべきでない経費については、一般会計からの繰入を通じて、税金等により負担する仕組みとなっている。それら税金等により負担すべき経費については、総務省所管の「地方公営企業の繰入金について」（いわゆる繰出基準）により、対象項目と算定方法が定められている。

●一般会計繰入金の取扱いについて

当市下水道事業の一般会計繰入金については、繰出基準に基づき必要額を計上しており、投資・財政計画においても、同様の考え方で試算を行っているが、このうち、資本費に対する繰入金（分流式下水道等に要する経費）は、算定方法が明確に定まっておらず、自治体によって取扱いが異なる。

当市においては、一般会計との取り決めにより、収益的収支の純損益が均衡するよう調整してきたが、使用料改定の作業をルール化するにあたり、平成30年度より、資本費に対する繰入率を固定化することとした。

固定化の対象とする繰入金は、資本費に対するもののうち、分流式下水道等に要する経費と高資本費対策経費の合計額とする（特別措置分の償還に要する経費など、その他資本費に対する繰入金については、従来どおり算出）。

なお、資本費に対する繰入率については、4年毎の改定期に、下水道事業の経営状況や市の財政状況などを勘案し、一般会計と下水道事業会計の協議により見直すこととする。

●改定作業後の流れ

改定作業後は、改定必要性の判定結果を踏まえ、利益剰余金の状況や市本体の財政状況、市民生活への影響などを勘案した上で、改定の有無を検討する。検討結果については、下水道事業運営審議会に諮問し、改定の是非について答申を受けるとともに、市議会に情報提供を行い、最終的に改定の有無を決定する（内部検討で改定実施となった場合には、改定率についても併せて諮問）。